

環境クリーンセンター
基幹改良工事・長期包括運営事業

落札者決定基準

平成 30 年 3 月

箕面市

— 目 次 —

第1	審査の概要	1
1	落札者決定基準の位置付け	1
第2	入札参加資格確認審査	2
1	入札参加資格確認審査	2
第3	提案審査	2
1	予定価格	2
2	要求水準の確認	2
3	審査項目及び配点	2
4	価格に関する評価	3
5	価格以外に関する評価	3
第4	落札者の決定	4
1	落札候補者の選定	4
2	落札者の決定	4
3	その他	4

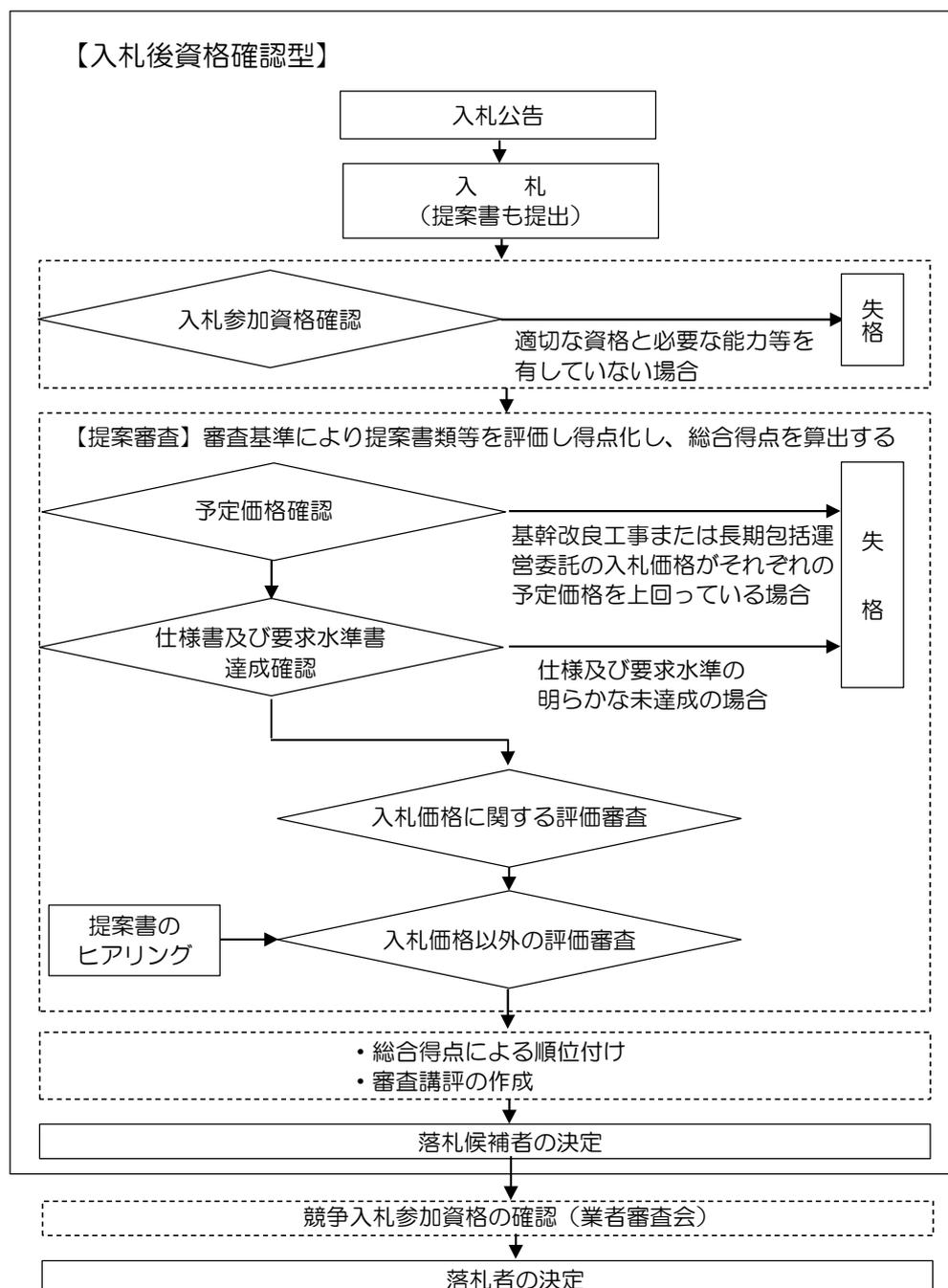
添付資料

- ・価格以外の評価項目一覧

第1 審査の概要

1 落札者決定基準の位置付け

本落札者決定基準は、箕面市（以下「市」という。）が環境クリーンセンター基幹改良工事・長期包括運営事業（以下「本事業」という。）の落札者を決定するに当たっての手順、方法、評価基準等を示したものであり、入札説明書等と一体のものである。



図：落札者の決定までの流れ

第2 入札参加資格確認審査

1 入札参加資格確認審査

応募者が、入札参加者として適切な資格と必要な能力等を有するかを審査する。

市は、応募者から提出のあった入札参加資格確認書が、入札説明書に示す入札参加資格要件を満たしているか確認する。

第3 提案審査

検討会議では、応募者から提案のあった内容（以下「提案書」という。）について、入札価格、提案書の内容が要求水準を達成していることを確認する。これらの内容が明らかに未達成とみられる場合は、その応募者は失格とする。

1 予定価格

予定価格は、次のとおり本業務それぞれの参考価格の合計額とする。

応募者は予定価格はもとより、それぞれの参考価格を上回っている場合でも、その応募者は失格とする。

項 目	参考価格 (消費税及び地方消費税を除く)
環境クリーンセンター基幹改良工事	4, 2 1 2, 0 0 0, 0 0 0円
環境クリーンセンター長期包括運営委託	1 1, 8 1 2, 0 0 0, 0 0 0円

※予定価格（それぞれの参考価格の合計額） 1 6, 0 2 4, 0 0 0, 0 0 0円

2 要求水準の確認

提案書の内容がすべての要求水準を満たしているかの確認を行う。確認の結果、記載の内容がすべての要求水準を満たしている場合は適格とし、要求水準を明らかに満たしていない場合、または提案書に要求水準の達成を確認できる内容の記載が無い場合は失格とする。

3 審査項目及び配点

検討会議では、審査項目に応じて 300 点を満点として評価する。配点の内訳は次のとおりとし、これらの評価点の合計をもって応募者の順位付けを行う。

審査項目	配点
価格に関する評価	100
価格以外に関する評価	200
合計点	300

4 価格に関する評価

応募者より提示のあった入札価格を、以下の評価式を用い算出し得た点数が入札価格に関する評価点とする。

項目		配点
入札価格 (100点)	環境クリーンセンター基幹改良工事	100
	環境クリーンセンター長期包括運営委託	
合計点		100

○入札価格の評価式

$$\left[\left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right) + \left(\frac{\text{最高入札価格} + \text{最低入札価格}}{2} - \frac{1}{2} \right) \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right] \times \text{得点配分}$$

- ・入札価格：環境クリーンセンター基幹改良工事、環境クリーンセンター長期包括運営委託の入札価格の合計金額
- ・予定価格：環境クリーンセンター基幹改良工事、環境クリーンセンター長期包括運営委託の参考価格の合計金額
- ・最高入札価格：最も高い入札価格の額
- ・最低入札価格：最も低い入札価格の額

5 価格以外に関する評価

入札価格以外に関する評価については下記配点のとおりとする。

審査項目	配点
評価項目（定量評価）	100
評価項目（定性評価）	100
合計点	200

※ 評価項目の詳細は添付の「価格以外の評価項目一覧」のとおり

第4 落札者の決定

1 落札候補者の選定

審査項目による評価点の結果に基づき、最も高い総合得点を獲得した応募者を落札の候補者とする。

なお、最も高い総合得点を獲得した応募者が複数ある場合は、くじ引きにより落札の候補者を決定する。

2 落札者の決定

市は、検討会議の審査結果を踏まえ、落札候補者を定め、別に置かれる落札者選定会議等を経て落札者として決定する。

3 その他

検討会議では、応募者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。そうした意見の取り扱いについては、落札者決定後の設計段階において、内容の改善が不可欠と市と落札者の双方協議で確認された場合、設計・施工・維持管理等の条件として加味するものとする。